

データ提出係数の減算について

1. 平成 22 年度診療報酬改定において、正確なデータ提出に係る評価を行うことを目的に、新たな機能評価係数として「データ提出係数」が導入されたところであり、実施については、周知期間を経て、平成 23 年度から、厚生労働省保険局医療課が定めるデータ提出期限までに提出を行わない医療機関は、当該医療機関のデータ提出係数を 1 か月間減じる措置を講じることとしている。

(参考) 平成 22 年度改定で設定されたデータ提出係数の評価方法(抜粋)
 ①「データ提出の遅滞」については、翌々月に当該評価を 50%・1ヶ月の間、減じる。

2. データ提出遅延による減算措置については、平成 23 年 4 月以降の提出期限から運用することとしていたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による被災現場の状況に鑑み、平成 23 年 2 月分及び 3 月分データについて、当初予定していたデータ提出期限を以下のとおり延期したところである。
 (平成 23 年 4 月 14 日 D-1)

対象データ	データ提出期限 (変更前)		データ提出期限 (変更後)
平成 23 年 2 月分	3 月 25 日	→	<u>6 月 22 日</u>
平成 23 年 3 月分	(4 月 25 日を想定)		

3. 今般、平成 23 年 6 月 22 日に設定した提出期限までにデータが提出されなかった以下の DPC 対象病院について、規定方針に則り、当該医療機関の 8 月のデータ提出係数を次のとおり減算する。

施設名 (順不同)	減算後係数 (8 月適用)
独立行政法人 労働者健康福祉機構 神戸労災病院	0.0039 → <u>0.0020</u>
独立行政法人 労働者健康福祉機構 釧路労災病院	0.0039 → <u>0.0020</u>
医療法人社団 恵心会 京都武田病院	0.0037 → <u>0.0018</u>
公立那賀病院	0.0039 → <u>0.0020</u>
総合病院岡山協立病院	0.0039 → <u>0.0020</u>
守谷慶友病院	0.0039 → <u>0.0020</u>

なお、診療報酬上の対応は無いものの、上記施設と同様に、平成 23 年 6 月 22 日に設定した提出期限までにデータが提出されなかった DPC 準備病院は以下の 6 病院であり、今後のデータ提出について、期限遵守を要請しているところ。

施設名（順不同）
医療法人康雄会 西病院
公立高畠病院
福井厚生病院
医療法人 社団 慶友会 慶友整形外科病院
独立行政法人 国立病院機構 神奈川病院
医療法人社団おきの会 旗の台脳神経外科病院